

工事完了後に使う書類です

- 交付決定日から4ヶ月後の月末までに全ての工事に着手していることをご確認ください。
- 工事完了日から1ヶ月以内に工事完了届等を提出してください。
- 工事は令和6年12月31日（火）までに完了してください。

※工事代金の領収書は、次の条件を全て満たしていること。

- ・ 宛名が申請者であること。
- ・ 施工業者の所在地・名称・代表者印(または社印)があること。
- ・ 金額・領収年月日・摘要欄がそれぞれ記入されていること。
- ・ 印紙の貼付があること。

印紙税額一覧	工事金額	印紙税額
	100万円超200万円以下	400円
	200万円超300万円以下	600円
	300万円超500万円以下	1千円

(注意)

振込用紙・仮領収・レシート・クレジットカード決済の控え(クレジット領収書)等は領収書になりません。正式な領収書を添付してください。